型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N－1130	騒音防止装置　日野01－Ｊ07Ｅ－05	日野　ＬＤＧ－ＦＪ７Ｊ＊＊＊、日野　ＬＫＧ－ＦＪ７Ｊ＊＊＊、日野　ＬＤＧ－ＦＥ７Ｊ＊＊＊、日野　ＬＫＧ－ＦＥ７Ｊ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊒N－1131	騒音防止装置　日野01－Ｊ08Ｅ－06	日野　ＬＤＧ－ＦＧ８Ｊ＊＊＊、日野　ＬＤＧ－ＧＫ８Ｊ＊＊＊	〃
㊒G－2142	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｊ08Ｅ－ＶＧＡ	〃	〃
㊒G－2143	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｊ07Ｅ－ＴＫＡ	日野　ＬＤＧ－ＦＪ７Ｊ＊＊＊、日野　ＬＫＧ－ＦＪ７Ｊ＊＊＊、日野　ＬＤＧ－ＦＥ７Ｊ＊＊＊、日野　ＬＫＧ－ＦＥ７Ｊ＊＊＊	〃

○国土交通省告示第五百八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年三月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年五月二十七日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2144	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ－12	ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ275Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ285Ｓ、スバル　ＤＢＡ－Ｌ275Ｆ、スバル　ＤＢＡ－Ｌ285Ｆ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊒G－2145	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫＦ－ＤＥＴ－10	ダイハツ　ＣＢＡ－Ｌ275Ｓ、ダイハツ　ＣＢＡ－Ｌ285Ｓ、スバル　ＣＢＡ－Ｌ275Ｆ、スバル　ＣＢＡ－Ｌ285Ｆ	〃
㊒G－2146	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ－13	ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ235Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ245Ｓ	〃
㊒G－2147	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＨＢＤＫＦ－ＶＥ－１	ダイハツ　ＨＢＤ－Ｌ275Ｓ、ダイハツ　ＨＢＤ－Ｌ285Ｖ、スバル　ＨＢＤ－Ｌ275Ｂ、スバル　ＨＢＤ－Ｌ285Ｂ	〃

○国土交通省告示第五百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年三月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年五月二十七日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－78Ｒ－030001	二輪自動車等の制動装置　カワサキ　ＶＮ900Ｂ－ＢＲＫ１	川崎重工業株式会社　兵庫県神戸市中央区東川崎町３丁目１番１号

○国土交通省告示第五百八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年三月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年五月二十七日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N－1132	騒音防止装置　ＵＤトラックス　ＬＫＧ－01ＣＤ５Ａ	ＵＤトラックス　ＬＫＧ－ＣＤ５＊＊、ＵＤトラックス　ＬＫＧ－ＣＷ５＊＊、ＵＤトラックス　ＬＤＧ－ＣＫ５＊＊、ＵＤトラックス　ＬＤＧ－ＣＤ５＊＊、ＵＤトラックス　ＬＤＧ－ＣＷ５＊＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
㊒G－2148	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＮＬＫＧ－ＧＨ11ＴＩＡ	〃	〃

○国土交通省告示第五百八十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年三月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年五月二十七日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N－1146	騒音防止装置　ホンダＬ15ＡＡ１Ａ	ホンダ　ＤＢＡ－ＧＢ３（スロープ付車体改造車（三列座席）に限る。）	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊒N－1147	騒音防止装置　ホンダＰ07ＡＡ１Ａ	ホンダ　ＤＢＡ－ＪＥ１（スロープ付車体改造車に限る。）	〃
㊒N－1148	騒音防止装置　ホンダＬ15ＡＡ１Ａ	ホンダ　ＤＢＡ－ＧＢ３（スロープ付車体改造車（二列座席）に限る。）	〃

○国土交通省告示第五百八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年三月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年五月二十七日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2151	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ20Ａ22	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＫ１、ホンダ　ＤＢＡ－ＲＫ２、ホンダ　ＤＢＡ－ＲＫ５	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第五百八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年三月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年五月二十七日　　国土交通大臣　前原　誠司